

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達)

新	旧
<p>第 6 節 石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付</p> <p>(石油化学製品及び還付率の指定表の適用方法等)</p> <p>6 - 4 令第 19 条((石油化学製品及び還付率の指定等))の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 表の各号の適用に当たつては、次の点に留意する。</p> <p>イ (略)</p> <p>□ 表第 2 号の規定は、改質揮発油又は芳香族成分の含有率が重量比で 50% を超える改質炭化水素油（以下本項において「改質油」という。）からベンゼン、トルエン若しくはキシレン（関税率表第 29 類に該当するものに限る。ただし、キシレンにあつては、同表第 27 類に該当するものであつても日本工業規格（K2435）に定める C₈ 芳香族炭化水素が 97% 以上のものを含む。）のいずれかを製造する場合、又はこれらの一以上及びノルマルヘキサン（関税率表第 29 類及び同表第 2710.11 号の 1 の(1)の B に該当するものに限る。）を製造する場合に適用する。</p> <p>同号中欄の「芳香族炭化水素抽出設備」とは、抽出溶剤を使用して非芳香族成分と芳香族成分を分離する設備であり、「抽出蒸留設備」とは、加熱条件下において抽出溶剤を使用して抽出と蒸留を同時にを行う設備である。したがつて、芳香族炭化水素抽出設備と芳香族炭化水素抽出蒸留設備が併設されている場合にあつては、これらの設備に投入される改質揮発油又は改質油の数量を合算したものに対し一括して関税が還付される。</p> <p>なお、同号下欄の還付率は、投入原料に対する製品の製造歩留りが重量比で 35% を超えるものを対象として算出してあるので、この率に満たない製造歩留りのものについては、直ちに本省（関税局関税課）に報告する。</p> <p>ハ～ヘ (略)</p> <p>ト 表第 9 号((灯油のうちノルマルパラフィンを原料とする直鎖アルキルベンゼンの製造))の規定は、直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の 95% 以上のノルマルパラフィン（関税率表第 2710.11 号の 1 の(2)及び第 2710.19 号の 1 の(1)に掲げる灯油に該当するものに限る。）を原料として脱水素又は塩素化によるノルマルオレフィン又はモノクロルパラフィンをつくり、これにベンゼンを反応させて直鎖アルキルベンゼンを製造する</p>	<p>第 6 節 石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付</p> <p>(石油化学製品及び還付率の指定表の適用方法等)</p> <p>6 - 4 令第 19 条((石油化学製品及び還付率の指定等))の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) ~ (2) (同左)</p> <p>(3) 表の各号の適用に当たつては、次の点に留意する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>□ 表第 2 号の規定は、改質揮発油又は芳香族成分の含有率が重量比で 50% を超える改質炭化水素油（以下本項において「改質油」という。）からベンゼン、トルエン若しくはキシレン（関税率表第 29 類に該当するものに限る。ただし、キシレンにあつては、同表第 27 類に該当するものであつても日本工業規格（K2435）に定める C₈ 芳香族炭化水素が 97% 以上のものを含む。）のいずれかを製造する場合、又はこれらの一以上及びノルマルヘキサン（関税率表第 29 類及び同表第 2710.11 号 - 1 - (1) - B に該当するものに限る。）を製造する場合に適用する。</p> <p>同号中欄の「芳香族炭化水素抽出設備」とは、抽出溶剤を使用して非芳香族成分と芳香族成分を分離する設備であり、「抽出蒸留設備」とは、加熱条件下において抽出溶剤を使用して抽出と蒸留を同時にを行う設備である。したがつて、芳香族炭化水素抽出設備と芳香族炭化水素抽出蒸留設備が併設されている場合にあつては、これらの設備に投入される改質揮発油又は改質油の数量を合算したものに対し一括して関税が還付される。</p> <p>なお、同号下欄の還付率は、投入原料に対する製品の製造歩留りが重量比で 35% を超えるものを対象として算出してあるので、この率に満たない製造歩留りのものについては、直ちに本省（関税局関税課）に報告する。</p> <p>ハ～ヘ (同左)</p> <p>ト 表第 9 号((灯油のうちノルマルパラフィンを原料とする直鎖アルキルベンゼンの製造))の規定は、直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の 95% 以上のノルマルパラフィン（関税率表第 2710.11 号 - 1 - (2) 及び第 2710.19 号 - 1 - (1) に掲げる灯油に該当するものに限る。）を原料として脱水素又は塩素化によるノルマルオレフィン又はモノクロルパラフィンをつくり、これにベンゼンを反応させて直鎖アルキルベンゼンを製造する</p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達)

新	旧
<p>場合に適用される。</p> <p>上記脱水素又は塩素化の工程では、一通油当たりのノルマルパラフィンの反応率は、副反応を抑制するため 15~20%程度にとどめられるが、未反応のノルマルパラフィンは製品と分離後、循環して再び使用されるので、還付の対象となるノルマルパラフィンの数量は、新規に反応器に投入された数量として差し支えない。</p> <p>チ～リ（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>（還付率査定のための実績報告）</p> <p>6 - 7 令第 19 条((石油化学製品及び還付率の指定等))に規定する還付率は、過去の生産状況等を基礎として算出されたものであり、今後も実績に応じて調整する必要があるので、前記 6 - 1(1)(石油化学製品製造用揮発油等に係る製造工場の承認申請手続等)により承認した製造工場における次の各項目の 1 月分の実績を取りまとめ、翌月中に本省(関税局関税課)へ報告する。</p> <p><u>ただし、石油化学製品製造用灯油又は軽油が他の原料品と混合使用される場合にあっては、報告書に記載すべき数量は、当該製造工場における製造方法、工場設備及び製造工程並びに混合使用される他の原料品の種類その他の事情を勘案して合理的と認められる数量(例えば、製造管理のために使用されるコンピュータ・シミュレーションに基づく数量等)に基づくこととして差し支えない。</u></p> <p>なお、次の各項目の実績は、特に支障がない限り、前記 6 - 5(石油化学製品製造用揮発油等の使用数量の届出及び確認)による確認の際に併せて調査することとし、当該承認工場の日報、月報その他の書類、流量計等の計器類、記録紙(チャートグラフ)等を点検して確認するものとする。</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>第 10 節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税</p> <p>（加工組立減税の用語の意義）</p> <p>8 - 1 法第 8 条の規定に関する用語の意義は、次による。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 令第 44 条第 3 項第 25 号(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)に規定する「包装に使用するもの」とは、関税率表第 57 類、第 61 類、</p>	<p>場合に適用される。</p> <p>上記脱水素又は塩素化の工程では、一通油当たりのノルマルパラフィンの反応率は、副反応を抑制するため 15~20%程度にとどめられるが、未反応のノルマルパラフィンは製品と分離後、循環して再び使用されるので、還付の対象となるノルマルパラフィンの数量は、新規に反応器に投入された数量として差し支えない。</p> <p>チ～リ（同左）</p> <p>(4)（同左）</p> <p>（還付率査定のための実績報告）</p> <p>6 - 7 令第 19 条((石油化学製品及び還付率の指定等))に規定する還付率は、過去の生産状況等を基礎として算出されたものであり、今後も実績に応じて調整する必要があるので、前記 6 - 1(1)(石油化学製品製造用揮発油等に係る製造工場の承認申請手続等)により承認した製造工場における次の各項目の 1 月分の実績を取りまとめ、翌月中に本省(関税局関税課)へ報告する。</p> <p>なお、次の各項目の実績は、特に支障がない限り、前記 6 - 5(石油化学製品製造用揮発油等の使用数量の届出及び確認)による確認の際に併せて調査することとし、当該承認工場の日報、月報その他の書類、流量計等の計器類、記録紙(チャートグラフ)等を点検して確認するものとする。</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>第 10 節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税</p> <p>（加工組立減税の用語の意義）</p> <p>8 - 1 法第 8 条の規定に関する用語の意義は、次による。</p> <p>(1)～(2)（同左）</p> <p>(3) 令第 44 条第 3 項第 22 号(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)に規定する「包装に使用するもの」とは、関税率表第 57 類、第 61 類、第</p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達)

新	旧
<p><u>第 62 類及び第 63 類の製品とともに輸入申告の際に提示され、かつ、当該製品の包装に通常使用される包装材料として認められるものであり、例えば、以下のものが含まれる。</u></p> <p><u>イ 関税率表第 4819.40 号に掲げる物品の例: 紙製の小袋(衣類の裁断小片やボタン等を入れるためのもの)</u></p> <p><u>ロ 関税率表第 4821.10 号に掲げる物品の例: 製品に取り付けられるラベル(商標名等が印刷されているもの)</u></p> <p><u>ハ 関税率表第 4823.90 号に掲げる物品の例: 衣類の台紙等として用いるため、特定の形状に切断してあるもの</u></p>	<p><u>62 類及び第 63 類の製品とともに輸入申告の際に提示され、かつ、当該製品の包装に通常使用される包装材料として認められるものであり、例えば、以下のものが含まれる。</u></p> <p><u>イ 関税率表第 4821.10 号に掲げる物品の例: 製品に取り付けられるラベル(商標名等が印刷されているもの)</u></p> <p><u>ロ 関税率表第 4823.90 号に掲げる物品の例: 衣類の台紙等として用いるため、特定の形状に切断してあるもの</u></p>
第 13 節 軽減税率	第 13 節 軽減税率
<p><u>(軽減税率の適用を受けた石油化学製品製造用揮発油等に係る同時蔵置の取扱い)</u></p> <p>8 の 7 - 8 軽減税率の適用を受けた、<u>令第 62 条第 14 号((石油化学製品製造用原油))に掲げる原油、同条第 15 号((石油化学製品製造用揮発油))に掲げる揮発油、同条第 16 号((石油化学製品製造用灯油))に掲げる灯油又は同条第 17 号((石油化学製品製造用軽油))に掲げる軽油</u>(以下本項において「石油化学製品製造用揮発油等」という。)及びその他の原油、揮発油、灯油又は軽油(以下本項において「その他の揮発油等」という。)に係る同時蔵置については、次による。</p> <p>(1) 軽減税率の適用を受けた<u>令第 62 条第 14 号に掲げる原油、同条第 15 号に掲げる揮発油、同条第 16 号に掲げる灯油又は同条第 17 号に掲げる軽油について、同時蔵置を認めて差し支えない。</u></p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p><u>(石油化学製品等製造用揮発油等について「製造に使用するもの」の意義)</u></p> <p>8 の 7 - 9 <u>令第 62 条第 15 号((石油化学製品製造用揮発油))に掲げる揮発油及び同条第 16 号((石油化学製品製造用軽油))に掲げる軽油並びに同条第 17 号((石油化学製品製造用灯油))に掲げる灯油について、法の別表第 1 第 2710.11 号の 1 の(1)の C の(b)の(1)に規定する「製造に使用するもの」とは、当該製品の製造工程において、直接使用されるものをいう。したがって、例えば原料用揮発油の分解のための熱源として炉内において金属製反応管の外部</u></p>	<p><u>(軽減税率の適用を受けた石油化学製品製造用の原油及び揮発油に係る同時蔵置の取扱い)</u></p> <p>8 の 7 - 8 軽減税率の適用を受けた<u>令第 62 条第 16 号((石油化学製品製造用原油))に掲げる原油又は軽減税率の適用を受けた同条第 17 号((石油化学製品製造用揮発油))に掲げる揮発油</u>(以下本項において「石油化学製品製造用揮発油等」という。)及びその他の原油<u>又は揮発油</u>(以下本項において「その他の揮発油等」という。)に係る同時蔵置については、次による。</p> <p>(1) 軽減税率の適用を受けた<u>令第 62 条第 16 号に掲げる原油と軽減税率の適用を受けた同条第 17 号に掲げる揮発油の同時蔵置は認めて差し支えない。</u></p> <p>(2) ~ (6) (同左)</p> <p><u>(石油化学製品等製造用揮発油について「製造に使用するもの」の意義)</u></p> <p>8 の 7 - 9 <u>令第 62 条第 17 号((石油化学製品製造用揮発油))に掲げる物品について、法別表第 1 第 2710.11 号 - 1 - (1) - C - (b) - [1] に規定する「製造に使用するもの」とは、当該製品の製造工程において、直接使用されるものをいう。したがって、例えば原料用揮発油の分解のための熱源として炉内において金属製反応管の外部で消費される(外熱方式)揮発油も含まれる。</u></p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達)

新	旧
で消費される（外熱方式）揮発油も含まれる。	
（農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等） 8の7-10 令第62条第20号（（農林漁業用重油及び粗油））に掲げる重油及び粗油について（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 (1) 「農林漁業の用に供されるもの」の意義 法の別表第1第2710.19号の1の(3)のAの(2)の(i)（軽減税率の適用を受ける農林漁業の重油及び粗油）に規定する「農林漁業の用に供されるもの」とは、次に掲げるものをいう。 イ～ハ（略） (2) 保税作業により得られた農林漁業用重油等の取扱い 軽減税率の適用を受けようとする農林漁業用重油等が、令第6条（（石油製品の混合））に規定する「保税作業により、本邦に到着した軽油に該当する石油製品に關稅納付済みの石油製品を混合して得られたもの」である場合には、輸入申告（特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告）の際に、当該保税作業に係る保税作業終了届（C-3260）を提示させること等により、法の別表第1第2710.19号の1の(3)のAの(2)の(i)に規定する性質を有するものであることを確認するものとする。 (3)～(6)（略） （石油化学製品製造用原油に係る使用状況の報告書） 8の7-12 令第63条第4項（（軽減税率の適用手続））において準用する令第10条（（使用状況の報告））の規定に基づき、令第62条第14号（（石油化学製品製造用原油））に掲げる石油又は歴青油（以下本項において「石油化学製品製造用原油」という。）を石油化学製品の製造に使用した者に対して、以下により報告を求めるものとする。 なお、当該報告書の提出を受けた税関は、事務の参考として1月分の報告書を取りまとめ、翌月中に本省（関税局関税課）へ報告する。 (1)～(3)（略）	（農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等） 8の7-10 令第62条第20号（（農林漁業用重油及び粗油））に掲げる物品について（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 (1) 「農林漁業の用に供されるもの」の意義 法別表第1第2719.19号 - 1 - (3) - A - [2] - [i]（軽減税率の適用を受ける農林漁業の重油及び粗油）に規定する「農林漁業の用に供されるもの」とは、次に掲げるものをいう。 イ～ハ（同左） (2) 保税作業により得られた農林漁業用重油等の取扱い 軽減税率の適用を受けようとする農林漁業用重油等が、令第6条（（石油製品の混合））に規定する「保税作業により、本邦に到着した軽油に該当する石油製品に關稅納付済みの石油製品を混合して得られたもの」である場合には、輸入申告（特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告）の際に、当該保税作業に係る保税作業終了届（C-3260）を提示させること等により、法別表第1第2710.00号 - 1 - (4) - A - [1] - [ii]に規定する性質を有するものであることを確認するものとする。 (3)～(6)（同左） （石油化学製品製造用原油に係る使用状況の報告書） 8の7-12 令第63条第4項（（軽減税率の適用手続））において準用する令第10条（（使用状況の報告））の規定に基づき、令第62条第16号（（石油化学製品製造用原油））に掲げる石油又は歴青油（以下本項において「石油化学製品製造用原油」という。）を石油化学製品の製造に使用した者に対して、以下により報告を求めるものとする。 なお、当該報告書の提出を受けた税関は、事務の参考として1月分の報告書を取りまとめ、翌月中に本省（関税局関税課）へ報告する。 (1)～(3)（同左）